

計画事業番号	00207	事務事業名	学校給食衛生管理事業	担当部署	教育部 学校給食センター	電話	373-2487
--------	-------	-------	------------	------	-----------------	----	----------

【基本情報】

事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務		根拠法令等	学校給食法・学校給食衛生管理基準			
事務事業開始年度	平成13年度		個別計画等	北広島市教育基本計画			
〃 終了予定年度							
ソフト・ハード区分	ソフト事業	会計区分	一般会計	補助単独区分	単独	新規継続区分	継続

【事業概要】

1 総合計画体系	(第 2 章) 人と文化を育むまち	
	(第 1 節) 「生きる力」を育む学校教育の推進	
	(施策 4) 健やかな体を育てる教育の充実	
2 対象	市立小中学校の児童生徒及び教職員	
3 目的と内容	給食を実施する上で、食品・調理施設の安全衛生管理が最も重要であり、国が示す学校給食実施基準、衛生管理基準を踏まえ、衛生管理面で懸念される老朽化した施設設備機器類を整備し、徹底した衛生管理を実施して安心・安全な給食を提供する。また、食器は、破損するものも多数あるほか、経年によって表面に傷がつき、日々洗浄しても完全に消毒しきれなくなる可能性がある。食中毒事故防止のため耐用年数を3年以上超過しているものを、5年間で全量更新することを基本とした更新計画を定め、計画的に更新を行って行く。	
4 実施内容 (手段)	28年度まで	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した設備機器類更新 (保温食缶、コンテナ、配膳台、食器かご等) ・原材料及び加工食品の微生物検査
	29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した設備機器類更新 (フードスライサー:1台、保温食缶、食器かご等) ・原材料及び加工食品の微生物検査 ・高度衛生管理、食物アレルギーへの対応・対処方法について検討

【事業の計画・実績】

平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
計画	実績	計画	計画	計画	計画	計画	計画
給食用食品の微生物検査・理化学検査の実施 給食施設・設備の更新 小中学校用食器の更新 中学校用配膳備品の更新	給食用食材の微生物検査 296検体 中学校用配膳台更新 3台 小中学校用(劣化)食器更新一式	給食用食品の微生物検査・理化学検査の実施 給食施設・設備の更新 小中学校用食器の更新 高度衛生管理・食物アレルギーへの対応検討		給食用食品の微生物検査・理化学検査の実施 給食施設・設備の更新 小中学校用食器の更新 高度衛生管理・食物アレルギーへの対応検討		給食用食品の微生物検査・理化学検査の実施 給食施設・設備の更新 小中学校用食器の更新 高度衛生管理・食物アレルギーへの対応検討	

【評価結果・評価コメント】

総合判定		平成30年度に向けた具体的な方向性		評価区分
前年度 2次評価	現状継続	現状継続とする。		
1次評価	拡大	給食の衛生管理を良好に維持するために、老朽化した施設設備機器類を計画的に更新する必要がある。また、高度衛生管理及び食物アレルギーに対応するための対処方法を検討する。【2017推進計画で拡大の要求済み】		
2次評価	保留	2017推進計画の決定による。		

【事業費の推移】

(単位:千円)

			平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
決算額、当初予算額又は推進計画額			3,628		5,300		8,022		8,188	
事業額	直接事業費	国支出金	0		0		0		0	
		道支出金	0		0		0		0	
		地方債	0		0		0		0	
		その他特財	0		0		0		0	
		一般財源	3,628		5,300		8,022		8,188	
	① 合計	3,628		5,300		8,022		8,188		
人件費 (左側:一般、 右側:再任用)	② 人数(年間)	0.06	0.00	0.06	0.00	0.06	0.00	0.06	0.00	
	③ 1人当り年間平均人件費	8,400	4,500	8,400	4,500	8,400	4,500	8,400	4,500	
	④ =②×③	504	0	504	0	504	0	504	0	
総事業費①+④			4,132		5,804		8,526		8,692	

【評価指標】

指標名			単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
活動指標	① 配膳用備品(コンテナ)更新台数	目標値	台	1	1	1	1
		実績値		3			
	② 8年以上経過のコンテナ台数	目標値	台	37	37	36	36
		実績値		0			
③	目標値						
	実績値						
成果指標	① ① 老朽化した機器更新率 【更新台数/更新必要台数】	目標値	%	100	100	100	100
		実績値		60.0%			
	② ② 給食用食品の微生物検 【指標の定義(算式等)】	目標値	%	100	100	100	100
		実績値		100%			
③	目標値						
	実績値						

【評価項目】

チェック項目	評点	コメント
妥当性 ・税金を使って行うこと(補助すること)が妥当ですか? ・上位の施策への貢献度は大きいですか? ・特定の団体の利益に偏っていませんか? 【評点欄】3妥当、2どちらかという妥当、1妥当でない 【コメント欄】理由を記入	3	学校給食法において、学校給食は学校設置者の責任において実施するものとされている。 国が示す学校給食実施基準、衛生管理基準等により、施設設備は保健衛生上適切なものでなければならぬと定められている。
達成度 ・計画どおりに成果があがっていますか? 【評点欄】3あがっている、2どちらかといえばあがっている、1あがっていない 【コメント欄】理由を記入	2	老朽化した施設設備機器類の更新を、耐用年数等を考慮して計画的に進めていくためには有効である。 なお、耐用年数を超えて使用している大型設備の故障が増えてきており、給食の提供を停止することのないような対処が必要である。
成果向上 ・成果が現状よりも向上する可能性がありますか? 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】成果を向上させるための方策、代替策を記入	3	老朽化した施設設備機器類の更新により衛生管理体制の充実が図られることから、十分に効果がある。
経済性 ・現在の成果を落とさずにコスト(予算・所要時間等)を削減するための方法はありませんか? 【評点欄】3余地なし、2余地あり、1余地大きい 【コメント欄】コストを削減するための方策、補助金の減額・削減について具体的に検討し、検討内容を具体的に記入	3	学校給食法において、施設設備費等は学校設置者の負担とされている。

【法律で実施が義務付けられている事務事業か】

法律の義務付けあり

法律の義務付けなし

【民間活力の活用性評価】
(事業担当部局が評価)

民間等での実施または市民等との協働が可能である。

民間等での実施または市民等との協働の可能性はない。